

留意事項

第1 社会福祉法人の運営について

1 理事会及び評議員会の開催について

決算期等の理事会及び評議員会の開催時期については、法令及び定款の定めによることとし、各種届出書類に係る期限等に支障がないように留意すること。

2 社会福祉法人が備え置き、閲覧又は届出しなければならない書類等について

法人に備え置き、閲覧の用に供し、又はWAM NET（ワムネット）により法人所管課所轄庁あて届出を行わなければならない次の書類等の届出等については、法令における期限等の規定に従う必要があるものであること。

- ① 社会福祉法（以下「法」という。）第45条の27第2項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書
- ② 法第45条の34第1項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成し、主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
- ③ 法第59条の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあつては会計監査報告を含む。）並びに財産目録等
- ④ 法第55条の2第2項の規定に基づき、会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

第2 社会福祉法人の一般検査の実施の周期の延長について

平成29年度の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、「社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け社援発0427第1号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添）において、会計監査人等による監査又は専門家による支援を受けた法人について、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができるとされている。

これを受け、県においても、最長で5年に1回まで検査周期を延長できることとしたので、会計監査人等による監査又は専門家による支援を活用されている法人にあつては、次の延長要件の対応状況を確認のうえ、要件に該当し、周期延長を希望する場合は、当室ホームページに掲載する様式により当室あて申し出ること。また、会計専門家が作成する報告書等については、WAM NET（ワムネット）により、法人所管課へ提出すること。

※ 要件に該当する場合であっても、検査の実施周期の延長が適用されない場合がある。

延 長 要 件

【会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査（公認会計士又は監査法人によるもの）が実施されている法人】（5年に1回）

- 1 法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、問題が認められないこと。
- 2 会計監査人等が作成した独立監査人の監査報告書に、毎年度、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。監査実施概要及び監査結果の説明書において、重要な不備等に関する報告がないこと。
- 3 計算書類、附属明細書及び財産目録に特に問題が認められないこと。
- 4 次の書類がWAM NET（ワムネット）又はホームページで公表されていること。
定款、計算書類、役員等名簿、役員等報酬基準、現況報告書

【公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上又は事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人】（4年に1回）

- 1 法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、問題が認められないこと。
- 2 公認会計士又は監査法人による「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」が毎年度提出されていること。または、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が毎年度提出されていること。
- 3 計算書類、附属明細書及び財産目録に特に問題が認められないこと。
- 4 次の書類がWAM NET（ワムネット）又はホームページで公表されていること。
定款、計算書類、役員等名簿、役員等報酬基準、現況報告書

第3 高齢者・障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染対策について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたものの、高齢者・障害者施設等には重症化リスクが高い者が多く生活していることを踏まえ、高齢者・障害者施設等における対応は、厚生労働省作成の『介護現場における感染対策の手引き』等に基づき、引き続き施設等における感染対策を徹底されたい。

第4 社会福祉施設等における水害・土砂災害対策への取組について

気候変動の影響による風水害の頻発化・激甚化が懸念され、風水害への事前の備えが重要となっている。水防法や土砂災害防止法では、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者には、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられている。

については、対象となる施設の管理者等にあつては、避難確保計画の作成（施設内の掲示板等への掲示を含む。）及び市町村長への報告並びに避難訓練を実施し、避難体制の強化を図られたい。

第5 福祉サービスに関する苦情解決結果の公表について

社会福祉事業の経営者は、法第82条の規定により、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされており、「『社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について』の一部改正について」（平成29年3月7日付け社援発0307第6号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連名通知）を参考として、経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組んでいるところである。

とりわけ、苦情解決の結果の公表は、利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上につながることから、個人情報に関するものを除き、どのような苦情をどのように解決したか等の概要について、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等に掲載して公表されたい。

第6 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」の具体的な運用については、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和4年1月5日社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知）等により示されているところであり、地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実に努めていただきたい。

また、施設等における地域交流は、コロナ感染拡大防止のため長期間中断・縮小を余儀なくされたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、徐々に再開の動きが見られるところであり、引き続き積極的な実施をお願いしたい。

第7 保育所等における安全計画の策定等について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、保育所等については、令和5年4月から安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各施設において策定することが義務付けられている。

については、対象となる施設の管理者においては、安全計画を策定し、定期的に見直しを行うとともに、当該安全計画に従い必要な措置を講じるなど、適切に対応願いたい。

第8 自動車を運行する場合の児童の所在の確認について

令和4年9月に発生した送迎用バスの園児置き去り死亡事案を受け、関係省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）等）が改正され、令和5年4月から、保育所等において、降車時等に点呼等により児童の所在を確認すること及び送迎用バスへの安全装置の装備が義務付けられている。

については、対象となる施設の管理者は、児童の施設外での活動、取組等のために自動車を運行する場合には、点呼その他の方法により児童の所在を確認するなど、適切に対応願いたい。

第9 特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準等の改正について

国において、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）に係る関係省令、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）に係る関係省令及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）に係る関係省令が改正されたことに伴い、県条例及び県条例施行規則等が改正されたので、適切に対応されたい。

○ 緊急時等の対応方法の定期的な見直し（特養）

特別養護老人ホームにおける入所者への医療提供体制を確保する観点から、施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めること。

また、1 年に 1 回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

○ 協力医療機関との連携体制の構築（特養、養護、軽費）

特別養護老人ホーム等について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築すること。

○ 生産性向上委員会の設置（特養）（令和 9 年 3 月 31 日までは努力義務）

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、入所者（利用者）の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的を開催すること。

第 10 日本版 DBS（こども性暴力防止法）について

令和 6 年 6 月にこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号））が成立し令和 8 年 1 2 月 2 5 日から、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられた。

ついては、対象となる事業者は、事前準備として、制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）、対象従事者の範囲の検討・確定、採用過程での性犯罪前科の事前確認、性暴力や不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け等適切に対応願いたい。